

杉並区行政経営懇談会設置要綱

平成 24 年 5 月 28 日

杉並 第 9166 号

(設置)

第1条 杉並区基本構想の実現に向けた施策を確実に推進していくことができる持続可能な行財政運営のあり方について、専門的な知見に基づく幅広い意見や助言を得るため、杉並区行政経営懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政運営のあり方に関する事項
- (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、区長が委嘱する学識経験者及びその他専門的な知識を有する者10名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に定める所掌事項の検討が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、会長に懇談会の開催を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める所掌事項の検討終了をもって廃止する。